

別府市立学校における食育推進計画



別府市学校給食マスコットキャラクター
「こめっぷ」

令和5年7月

別府市教育委員会

「別府市立学校における食育推進計画」の策定にあたって

令和5年9月の別府市学校給食センター供用開始に際して、これまで実施してきた食育を継続するとともに、なお一層食育を推進するための体制作りが必要であると考え、食育について見直しを図ることにいたしました。

本計画策定の柱として、心身の健康を育み、学校における食育の基盤となるよう、本市の学校給食は「日本一おいしい給食」を目指します。「おいしい」の捉え方は人それぞれではありますが、本市では味や栄養のバランスはもちろんのこと、学校での食育・給食指導の場面において、食べることの喜びを共感し、自然や食べ物に関わる人への感謝の気持ちを育むなど、食育の観点からも「子どもたちが自慢できるような給食」を日本一おいしい給食と考えています。

子どもたちがふるさと別府の給食を自慢できるよう、学校においても給食を生きた教材とし、食育を実践していくことを望みます。

また、別府市立学校において教職員、栄養教諭、学校給食センター等が互いに連携することで、心豊かな子どもを育み、自立に向けた食育が行えるよう、各校において本計画を活用していただくことを期待します。

本計画は、小中学校の義務教育期間を主体として、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するなど、食の自立に至るまでの基礎を身に付ける計画とし、変化の激しい社会環境の中で、自己の食生活はもとより、食を社会問題として認識し、柔軟な対応ができる次代の担い手を育むことを目標としています。

なお、文部科学省では、平成29年からの小学校・中学校の学習指導要領等の改訂を踏まえ、平成31年3月に「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」を作成していますので、本計画と併せて活用ください。

各学校におきましては、今後も栄養教諭等を中心とした食育活動を一層推進するとともに、保護者や地域との協働による食育を実践するなど、小学校から中学校にかけての体系的・計画的な食育のさらなる推進に取り組んでいただくようお願いします。

●目次

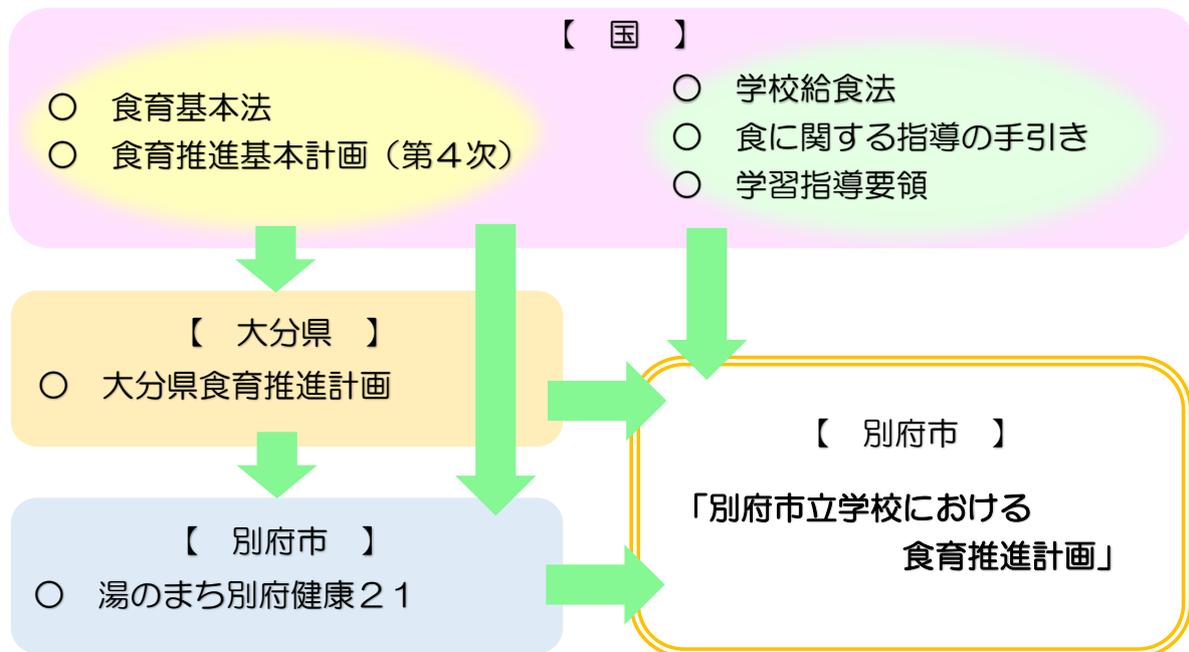
《 食育を推進するにあたって 》		
各法令等に係る学校における食育の位置づけ	・・・・・・・・	4
1 食育推進の必要性	・・・・・・・・	5
1-1 食育とは	・・・・・・・・	5
1-2 食育で育てたい「食べる力」	・・・・・・・・	6
1-3 児童・生徒の食に関する重点目標	・・・・・・・・	6
1-4 別府市食育推進の3つの視点	・・・・・・・・	7
2 本市が目指す学校における食育のかたち	・・・・・・・・	8
2-1 食育推進の考え方	・・・・・・・・	8
2-2 栄養教諭を活用した食育の実施	・・・・・・・・	9
2-3 学校における食育の基本的方針	・・・・・・・・	13
3 学校における食育推進の基本項目	・・・・・・・・	15
4 SDGsと関連した食育の推進	・・・・・・・・	24
5 食育と学校給食の関連	・・・・・・・・	26
5-1 本市の食育の基礎となる学校給食	・・・・・・・・	26
5-2 本市が提供する「学べる学校給食」と 給食指導のポイント	・・・・・・・・	27
6 本市における義務教育期間の食育プラン	・・・・・・・・	28
7 食に関する全体計画・年間計画とのつながり	・・・・・・・・	30
7-1 各校における実態調査項目と 取組み目標値	・・・・・・・・	30
7-2 別府市立学校における実態調査項目 と取組み目標値	・・・・・・・・	30
7-3 目標達成のために	・・・・・・・・	31
7-4 検証	・・・・・・・・	31
資料		
「食に関する指導計画」の作成にあたって	・・・・・・・・	32
【関連法令等】	・・・・・・・・	45

食育を推進するにあたって

《 各法令等に係る学校における食育の位置づけ 》

食育の推進を国民運動として推進するため、平成17年に「食育基本法」が施行され、同法に基づき「食育推進基本計画」が決定されました。ほぼ同時に、食に関する指導を本務とする栄養教諭の配置が開始されるとともに平成20年に学習指導要領が改訂され、総則に「学校における食育の推進」が盛り込まれたほか、関連する教科等での食育に関する記述の充実が図られました。こうした動きに加え、平成21年には、「学校給食法」が改正され、学校給食を活用した食に関する指導を充実させることについて明記されました。

■ 各法令等と本計画の関連図



国において、食育推進計画が制定され、5年を周期に見直しされています。

大分県でも食育推進計画を平成18年3月に策定してから、食育推進体制の整備や食育活動者の育成、健やかな食生活を実践できる県民の育成、大分の食で創る魅力あふれる地域づくり、環境に配慮した食育の推進に取り組んできました。第2期、第3期計画を経て、令和3年3月には第4期計画を策定しています。

別府市では、平成24年3月に「湯のまち別府健康21」第2次を策定し、食も包括した食育推進計画としました。また、令和4年3月には、具体的な取り組みを示した第3次を策定し、別府市ならではの生涯健康教育の中で食育を推進することを目指しています。

1 食育推進の必要性

1-1 食育とは

食をめぐる課題の解決に「食べる力」＝「生きる力」を育むことが重要です。

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎と位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものです。

こうした「食育」がいま重要とされる背景には、近年、食に関連した様々な課題が浮上していることがあります。

例えば、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や、それらが原因と考えられる生活習慣病の増加がみられます。また、若い女性を中心にみられる過度のダイエット志向に加え、高齢者の低栄養傾向等の健康面での問題も指摘されているところです。

また、食の安全や信頼にかかわる問題や、外国からの食料輸入に依存する問題など、食を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中で、食に関する知識を身に付け、健康的な食生活を実践することにより、心と身体の健康を維持し、生き生きと暮らすために、食育を通じて、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育むことが重要になっているのです。

食育によって身に付けたい「食べる力」には、食事を通じて「心と身体の健康を維持できること」、「食事の重要性や楽しさを理解すること」、「食べ物を自分で選択し、食事づくりができること」、「家族や仲間と一緒に食べる楽しみを味わうこと」、「食べ物の生産過程を知り、感謝する気持ちを持つこと」などが含まれます。これらは、こどものころから家庭や学校、地域など様々な場所で学び、身に付けていくものです。そして、大人になってからも生涯にわたって実践し、育み続けていくものです。さらに大人には、そうした食の知識・経験や日本の食文化などを「次世代に伝える」という役割もあります。

内閣府大臣官房政府広報室「政府広報オンライン」より

1-2 食育で育てたい「食べる力」

食育で育てたい「食べる力」

- 心と身体の健康を維持できる
- 食事の重要性や楽しさを理解する
- 食べ物の選択や食事づくりができる
- 一緒に食べたい人がいる(社会性)
- 日本の食文化を理解し伝えることができる
- 食べ物やつくる人への感謝の心



内閣府大臣官房政府広報室「政府広報オンライン」より

1-3 児童・生徒の食に関する重点目標

本市においても、食べることの意味や食べられること、生かされていることについて考える食育を提言しています。

食べることは生きること。食への「ありがとう」を忘れずに。

私たちの命は、動・植物のいのちとそれを育む自然、そして食に関わる多くの人たちによって支えられています。そのことに関心を持ち、感謝する心も忘れてはいけません。

また、家族との「共食」を楽しみながら、食についての正しい知識を学んでいくことも大切です。

「湯のまち別府健康21」より

1-4 別府市食育推進の3つの視点

食育推進計画基本理念：よく食べ、よく生きる

(1) 健康寿命と食生活

家族団らんで楽しく食事をすることは、特に子どもにとっては重要で、心身の成長に影響を与えます。子どもの頃から食事のマナーや「早寝早起き朝ごはん」などの望ましい習慣を身に付け、適切な栄養バランスに配慮した食事を摂り、適正体重を心がけるなど、健康寿命の延伸を目指して食への意識向上と知識の習得・実践が大切です。

(2) 食への感謝と関心

私たちは、動物や植物のいのちをいただくことで生かされています。私たちの食生活は自然の恩恵の上に成り立っており、また食に関わる人々の様々な活動によって支えられていることを理解し、感謝の気持ちを持つことが大切です。別府市は海と山、温泉など恵まれた自然環境にあります。この自然環境を活かした地域の食文化や、食料の生産から消費等に至るまでの活動に触れる機会を積極的にもち、様々な体験活動を通して食への関心を高めるとともに、地域の食文化を次世代へ継承することも必要です。

(3) 食の安全と判断力

食品は安全が確保されてこそ安心して消費することができます。市民一人ひとりが食の安全、安心についての意識を高めることが求められます。また、栄養成分表示などの食に関する様々な情報を活用し、健康づくりを意識した判別ができるよう正しい知識や理解を深め、自分に必要な食べ物をバランスよく選べる力も身に付ける必要があります。

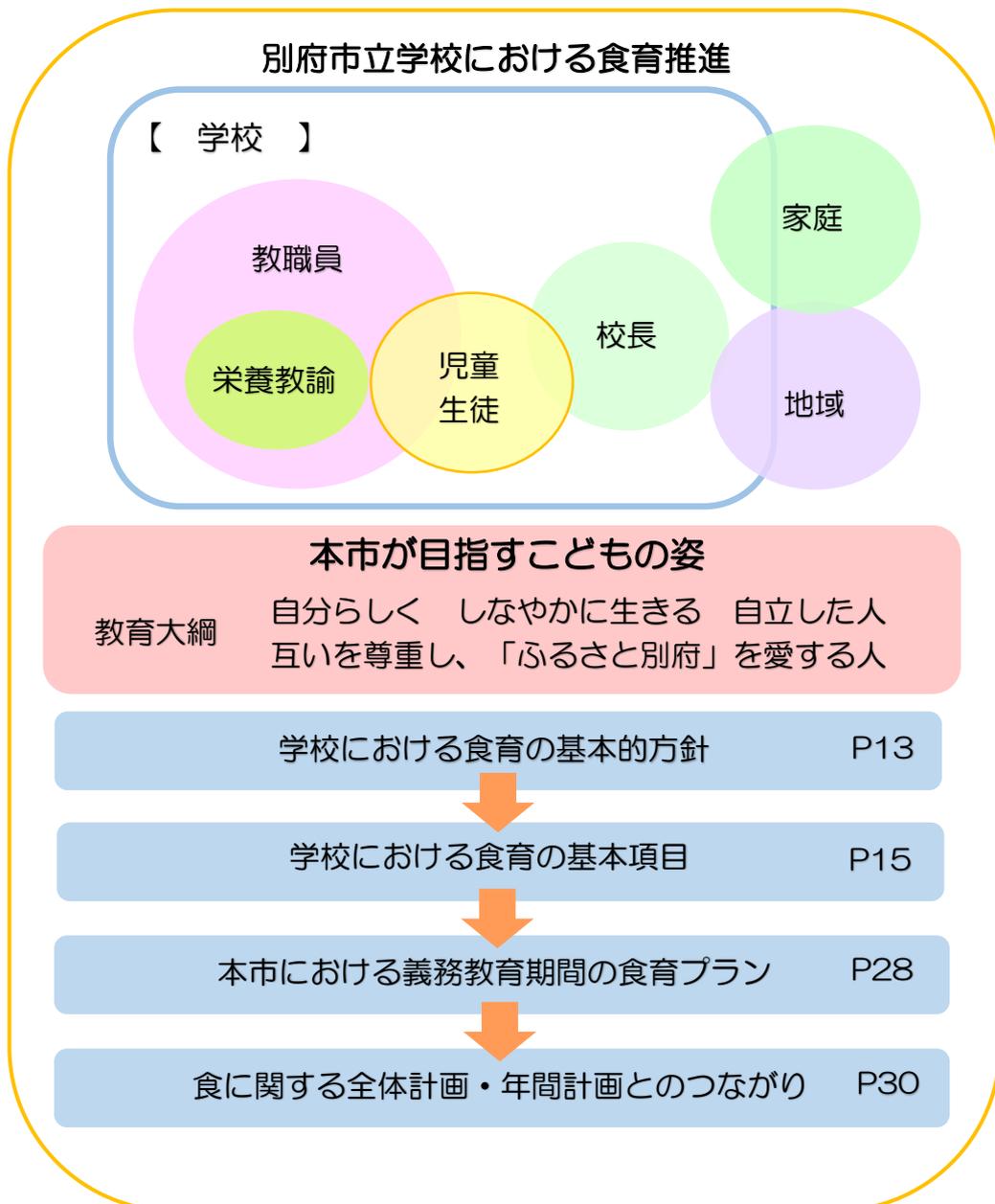
「湯のまち別府健康21」より

2 本市が目指す学校における食育のかたち

2-1 食育推進の考え方

別府市立学校における食育を推進するにあたり、関連各所および本計画内容の活用に関する考え方を下図のように示します。

校内において、校長・教職員・栄養教諭をチームとして、児童生徒に対する食育を実施し、家庭や地域とも連携します。



2-2 栄養教諭を活用した食育の実施

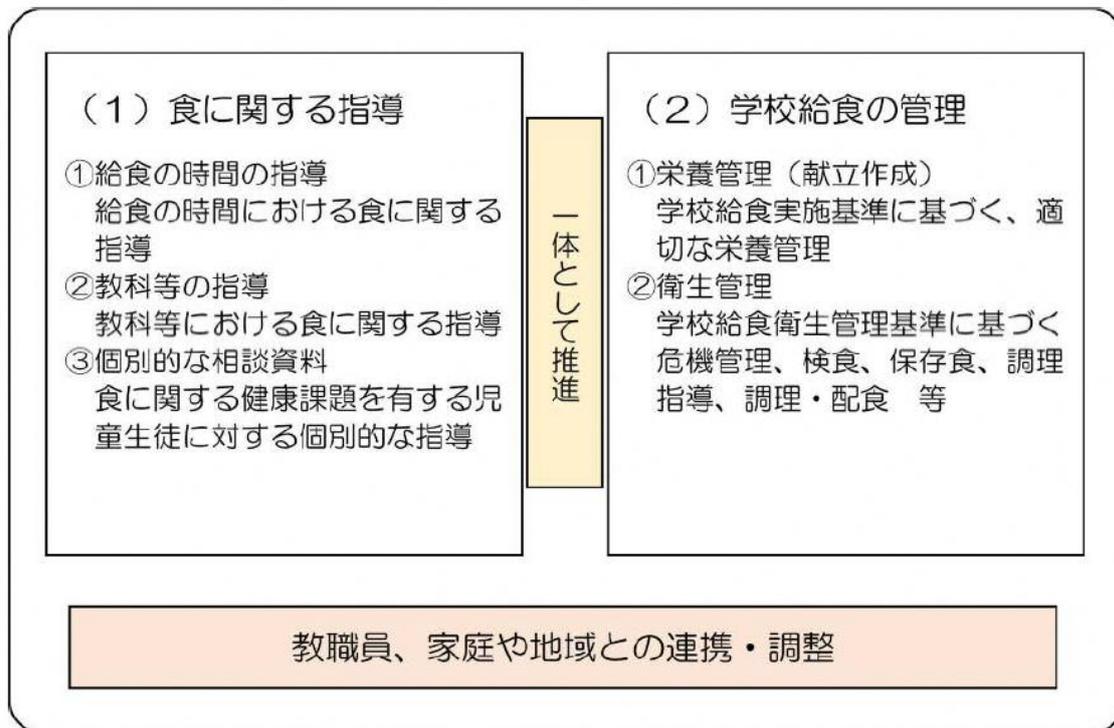
(1) 栄養教諭の役割

○ 栄養教諭制度（平成17年4月）

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせるため、食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設されました。

○ 栄養教諭の職務

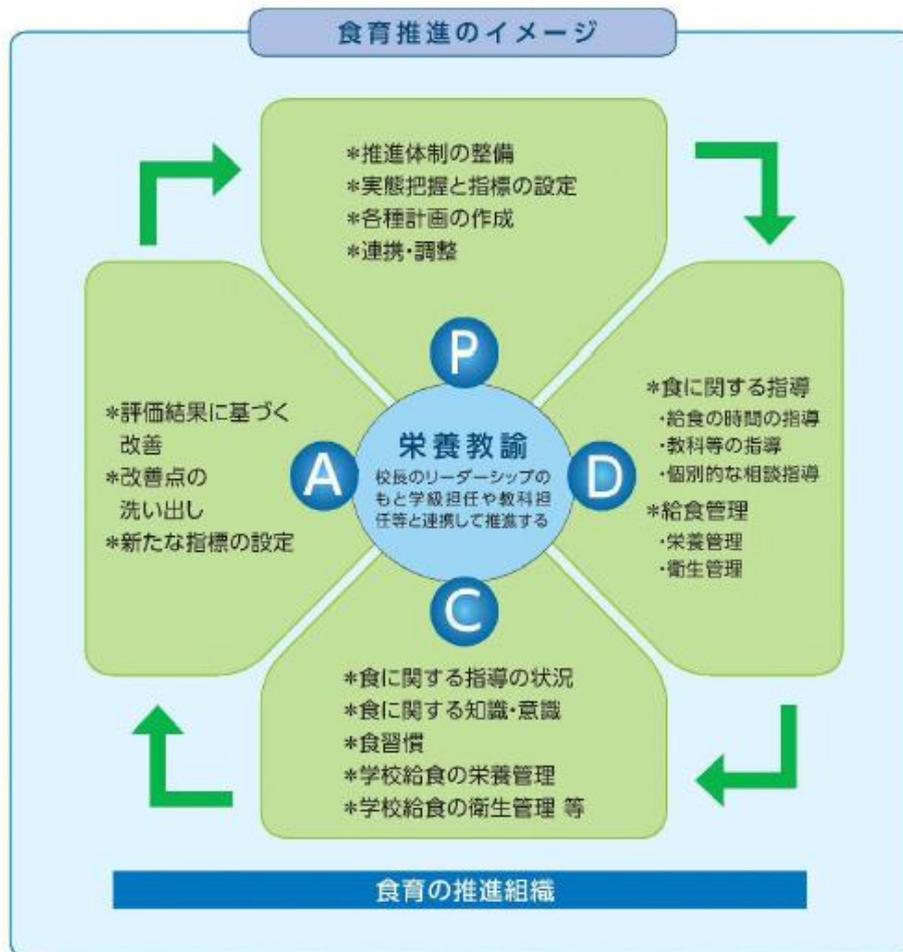
栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらします。



「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」より

(2) 栄養教諭を中核とした食育推進のP D C A

栄養教諭は、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教員として、その専門性を生かし、食に関する指導における全体計画作成や実践等で中心的な役割を果たすとともに、学校給食の管理において、栄養管理や衛生管理等に取り組み、学校内における教職員間及び家庭や地域との連携・調整で要としての役割を果たすことが求められています。



「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」より

(3) 栄養教諭担当校制と各校の連携

趣旨

別府市では、栄養教諭を中核とした食育が実施されるよう、市内小中学校を担当校として栄養教諭が受け持ちます。各校の食育担当教員と連携を図り、その学校の状況に応じた食育を学校と連携して担うことにより、子どもたちへの食育指導及び食育活動に関する支援を行います。

食育体制の構築方法

- ・ 毎年、栄養教諭と食育担当教員の意見交換会及び食育推進説明会を開催する
- ・ 市内公立小中学校に所属する栄養教諭を担当校制として割り当て、全ての小中学校に対し、それぞれ指導・支援する体制とする
- ・ 市内小中学校の食育担当教員と連携を図り、各校の食育を推進する
- ・ 各校の食育担当者とともに栄養教諭活用計画を立て、実施する
- ・ 担当校の実態に応じた食育が実施できるよう地域、家庭と連携した食育を行う
- ・ 食育体制の整備（各校食育推進委員会の設置、全体計画の作成等）

食育の推進内容

【 市内栄養教諭の活動 】

ア 担当校での食育指導及び活動

栄養教諭は、担当する学校に対し、総合の時間や特別活動、学級活動だけでなく、教科内においても、食に関する指導を行う。また、保護者等に対し、専門知識を生かした講話などの依頼についても対応する。

イ 給食を活用した食育の実施

給食時間の指導を行うとともに、学校給食を活用した食育指導を行う。また、全ての学校において、同様の指導が行えるよう計画・実施する。

ウ 担当校への支援（食に関する指導計画に基づいた活動の実施）

栄養教諭は、担当する学校の状況に応じて、食育教材・資料の提供をするなど、各校の教職員が計画に基づいた食育を推進しやすい環境を整える。また、次年度の食に関する指導計画（全体計画・年間計画）についても支援を行う。

エ 学校及び食育担当者（教員）に対する情報発信

(ア) 学校における食に関する指導のあり方や学校給食を活用した食育の推進について情報提供を行うとともに、学校側からの意見や課題を出し合い、課題解決のための方策を考え、実施する。

(イ) 給食時間の指導計画や食育掲示についても栄養教諭が担当し、各校の食育担当教員と連携を図りながら進める。

オ 食生活等に関する個別指導

各校の教職員及び保護者からの依頼により、個別相談を実施する。

【 各校食育担当教員の活動 】

ア 校内食育運営委員会の開催

校内における食育を推進するため、独自の委員会または他の委員会を活用するなどし、食育活動の体制作りや情報共有、意見交換を行う場を設定し、全職員・全児童生徒で食育に取り組むよう計画する。

イ 担当栄養教諭との連携及び食育指導の支援

(ア) 栄養教諭による食育指導・食育活動が円滑に実施できるよう連携を取り校内での授業担当者に引き継ぐ。また、食に関する指導の計画を実施できるよう栄養教諭の支援を受け、校内の食育を推進する。

(イ) 次年度の食に関する指導計画を、栄養教諭の支援を受けて作成する。

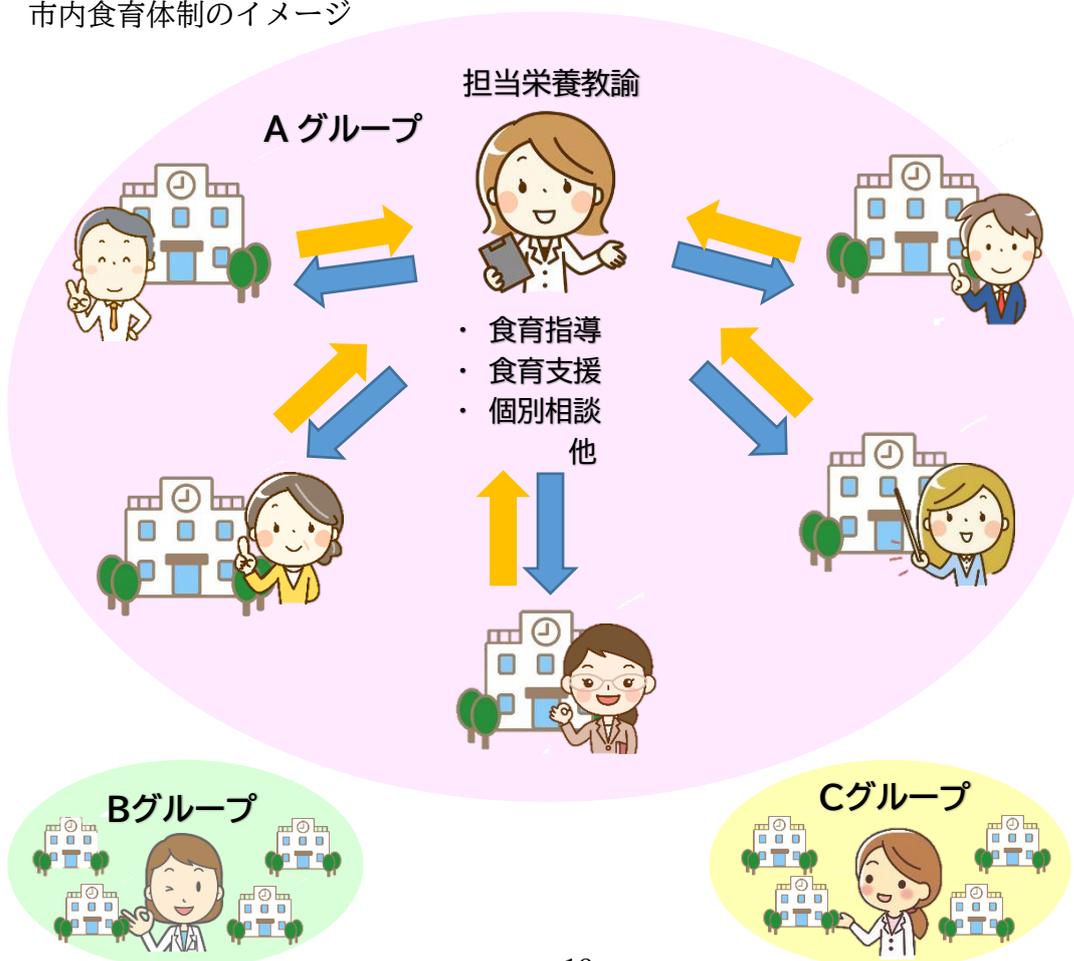
ウ 掲示物等を活用した食育活動の推進

校内において、食育掲示コーナーの設置を図り、給食センターや栄養教諭等から配布される掲示物を活用して食育の推進を行う。

エ 給食指導の推進

栄養教諭から配布される給食放送の原稿をもとに、給食時間における食育を行う。また、給食の準備や片付け、食事マナー、衛生管理などに関しても校内で計画し、児童会や生徒会の活動を活用するなどし、食育を推進する。

■ 市内食育体制のイメージ



2-3 学校における食育の基本的方針

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要です。

子どもたちが食に関する様々な体験を重ねることで、食への知識・関心を高め、心豊かな人に成長することを目標に、学校教育活動全体を通じた食育推進を図る必要があります。

(1) 食を通じて豊かな心を育む

- ・ 食べ物の生産や流通を知り、そこに関わる人への感謝の気持ちを育む。
- ・ 食べ物は全て自然の恩恵の上に成り立っていることを知り、感謝の気持ちを育む。
- ・ 食に関する活動において、お互いが協力する重要性を学ぶことで、豊かな社会生活を営む基盤を作る。
- ・ 食を楽しむことができる感性豊かな子どもの成長を導く。
- ・ ICT等を活用し、生産者や給食センターなどが学校と「繋がる食育」を実施することで、新たな学びの場を作り、「思いが伝わる食育」を目指す。

(2) 心身の健康を保持・増進できる力を身に付ける

- ・ 子どもたちが、自分の成長や健康を保持・増進するために必要な栄養だけではなく、食物アレルギーなど、食の安全性についても正しい知識を身に付け、自ら食品を選択することができるように導く。
- ・ 肥満や痩身、むし歯などの健康問題について、家庭と連携し、指導も含めた食育を実施する。

(3) 給食から学習する「日本一おいしい給食」

- ・ 学校給食により、四季折々の変化や色彩、旬などを感じられるように工夫するとともに、給食を活用した食育を実施する。
- ・ 大分県産や別府市産の身近な食材を積極的に活用した給食に触れ、給食時間の食育を充実させ、給食環境を整える。
- ・ 子どもたちが「日本一おいしい給食」と自慢できるよう、給食そのものだけではなく、給食の意味に関する指導を行う。

(4) 社会情勢に応じた食育の実施

- ・食料自給やフードロスなど、食に関する問題に対して、自ら解決に向けた取り組みができる子どもを育む。
- ・社会的な観点で食を考えることができる学習を実施する。

(5) 別府市の特色を活かしたふるさと学習と食育の連携

- ・国際色豊かな別府市の特色を活かし、世界の食に関して学ぶ機会を設ける。
- ・「別府学」に食育を取り入れ、子どもたちの郷土愛を育むとともに、他の地域の文化についても理解し、尊重できるよう導く。

(6) 家庭や地域と繋がる食育

- ・給食センターを学校と家庭が食を通じて繋がる場として活用し、給食センターが実施する見学会や試食会等を通して、地域に開かれた食育を実施する。
- ・栄養教諭等が実施する食に関する相談会などにより、学校と家庭が食の悩みを共有し、改善できるように連携を図る。

(7) 各学校での食育の体制の充実

- ・カリキュラム・マネジメントにより、各教科等や学校生活との連携を図り、食育を推進する。
- ・栄養教諭等の食の専門家を活用し、子どもたちが教職員とともに学べる食育活動を行い、食育の質の向上を図る。
- ・給食センターや栄養教諭と連携しながら、持続可能な食に関する指導を実施する。

(8) 栄養教諭による食育の支援と実施

- ・栄養教諭は、各々が担当する学校との連携を密にすることで、いずれの学校においても充実した食育が実施されるよう、教職員が行う食育の支援を行う。
- ・各学校において、専門的な知識を活かした栄養教諭の指導体制を構築することで、「わくわくする食育」が実施できるよう、食育環境を整える。

3 学校における食育推進の基本項目

ここでは、別府市立学校における食育推進の基本項目を目標として示し、本市が目指す学校における食育のかたち「2-3 学校における食育の基本的方針」との関連を表記しています。

	食育推進目標	関連する基本的方針
1	食の重要性と役割の理解	(1) 食を通じて豊かな心を育む (2) 心身の健康を保持・増進できる力を身に付ける
2	食を通じた健康な心身の育成	(1) 食を通じて豊かな心を育む (2) 心身の健康を保持・増進できる力を身に付ける
3	食の安全の推進と選択する力	(2) 心身の健康を保持・増進できる力を身に付ける (8) 栄養教諭による食育の支援と実施
4	食文化の継承	(3) 給食から学習する「日本一おいしい給食」 (5) 別府市の特色を活かしたふるさと学習と食育の連携 (8) 栄養教諭による食育の支援と実施
5	感謝の心と社会性の育成	(1) 食を通じて豊かな心を育む (4) 社会情勢に応じた食育の実施
6	地産地消の推進への理解	(3) 給食から学習する「日本一おいしい給食」 (5) 別府市の特色を活かしたふるさと学習と食育の連携 (6) 家庭や地域と繋がる食育 (8) 栄養教諭による食育の支援と実施
7	食に関する体験の推進	(1) 食を通じて豊かな心を育む (6) 家庭や地域と繋がる食育 (7) 各学校での食育の体制の充実 (8) 栄養教諭による食育の支援と実施
8	各校における食育推進に向けた環境づくり	(4) 社会情勢に応じた食育の実施 (6) 家庭や地域と繋がる食育 (7) 各学校での食育の体制の充実 (8) 栄養教諭による食育の支援と実施

◆ 別府市立学校における食育推進目標と子どもが身に付けたい能力

〔食育推進目標 1〕

食の重要性と役割の理解

関連方針

- (1) 食を通じて豊かな心を育む
- (2) 心身の健康を保持・増進できる力を身に付ける

背景 食は生きていくうえでの基本となるものであり、健康に生活を送るためには欠かせないものです。しかし、食生活の乱れから心身の健康を維持できないことも多く見受けられます。自身や家族の健康を意識し、健やかな日々を過ごすためにも正しく食を理解することが大切です。

【能力1】 食事の重要性の理解

- ・食事が生命維持、健康増進、成長のために必須であることを理解する
- ・食事は気持ちを落ち着かせ、心を豊かにする効果があることを理解する
- ・食環境と食生活の関係について理解する
- ・自ら食事の準備をすることが健全な生活の基盤となることを理解する

【能力2】 規則正しい食生活の定着

- ・栄養バランスのよい食事を規則正しくとる
- ・1日の活動の基礎として、心と体がよりよく活動できる状態にするために、朝食習慣を身に付ける

【能力3】 食事の喜びを知る

- ・家族や友達などと一緒に食事をすることで、喜びや楽しみを感じ、心を豊かにする



- 目標像
- 食事の重要性を理解し、健康的な食生活を実践できる
 - 1日3食の食事を食べ、規則正しい食生活を送ることができる
 - 家族や友達との食事を通じて、食を楽しむことができる

食を通じた健康な心身の育成

関連方針

- (1) 食を通じて豊かな心を育む
- (2) 心身の健康を保持・増進できる力を身に付ける

背景 食生活を取り巻く環境の変化に伴い、食生活の乱れや健康に関する懸念事項が増加しています。肥満や痩身などの児童・生徒が増加している傾向もあり、適正な栄養価の摂取ができていない状況でもあります。また、生活習慣病の予備軍の低年齢化が進んでいることも危惧されています。

【能力1】 生活習慣病の予防

- ・健康の保持増進には、栄養バランスのとれた食事を基盤として、運動や睡眠が不可欠であることを知る

【能力2】 望ましい栄養や食事の取り方の定着

- ・3食の規則正しいバランスのよい食事は、心身の成長の基礎となることがわかる
- ・食品に含まれる栄養はそれぞれが大切であり、偏った食べ方では健康を保持増進できないことがわかる
- ・間食や夜食などについても正しい知識を身に付ける
- ・1日分の献立を考え、簡単な調理ができる

【能力3】 よりよい食習慣の形成

- ・食事の基本として、衛生に注意する
- ・よい姿勢や食事のマナーを身に付け、気持ちの良い食事をすることができる
- ・自分の食生活を見つめ直し、よりよい食習慣を形成することができる



目標像

- 食べ物の栄養を理解し、偏りなく食べることができる
- 栄養バランスや必要なエネルギー量に配慮した食事について理解し、自ら食事の準備をして食べることができる
- 食事だけでなく運動や睡眠と心身の健康の関係を理解し、規則正しい食生活を送ることができる

食の安全の推進と選択する力

関連方針

- (2) 心身の健康を保持・増進できる力を身に付ける
- (8) 栄養教諭による食育の支援と実施

背景 食は生命と健康を支える基礎となるものであり、食に関する興味・関心から、多くの情報が飛び交うのが現在の情報化社会です。多くの情報の中から、信頼できる情報を精査する力を身に付けることが必要とされています。また、食の安全性を確認したうえで体に取り入れる食品を選択する能力も重要です。

【能力1】 食に関する正しい知識の習得

- ・食べ物の種類や栄養などの知識を身に付ける
- ・食べ物の生育や流通などの知識を身に付ける
- ・地域の特産品や食文化を知る
- ・好き嫌いなく食べることにより、栄養のバランスが保たれることを理解する

【能力2】 食品を選ぶ力の習得

- ・食品表示などを確認するなど、食品の品質や安全性等の情報について関心を持つ
- ・食品の品質を判断し、食品の栄養やその働きを考えて摂取すべき食品を選択する

【能力3】 食の安全・衛生に関する関心

- ・食事の準備や後片付けを衛生に留意しながら行う
- ・食品等を衛生的に取り扱い、簡単な調理ができる



目標像

- 食品の品質の状態を確認し、適切な選択ができる
- 食中毒や食物アレルギーなどの基本的な知識を身に付ける
- 食に関する情報が信頼できるものか判断できる

食文化の継承

関連方針

- (3) 給食から学習する「日本一おいしい給食」
- (5) 別府市の特色を活かしたふるさと学習と食育の連携
- (8) 栄養教諭による食育の支援と実施

背景 四季の移り変わりを感ずることが出来る日本には、伝統的な郷土料理や行事食など、地域の風土や作法にも結び付きの強い食文化があります。しかしながら、少子高齢化や地域社会との関わり方の変化、グローバル化による多文化交流により、地域に古くから伝わる食文化の継承・保護を意識的に取り組むことが必要です。

- 【能力1】 日本や大分県、別府市の食文化の理解
 - ・日本や自分たちの住む地域には昔から受け継がれてきた料理や地域の特色に適した調理方法などがあることを知る
- 【能力2】 地域の食材を生かす工夫
 - ・地域の特産物などを理解し、日常の食生活に活かす
- 【能力3】 郷土料理や行事食の理解と食体験
 - ・地域の伝統や気候と風土に結び付き、先人によって培われてきた多様な食文化を知り、継承する
 - ・学校や家庭において、郷土料理や行事食を体験として学ぶ
- 【能力4】 食を通じた異文化交流や国際理解
 - ・自分たちの食生活は、他の地域や諸外国とのつながりが深くあることを理解する
 - ・諸外国の食事やその様子を知ることにより、国際理解はもとより日本の風土や食文化についても理解を深める



- 目標像**
- 日本の食文化や行事食、保存食などの知識を習得し、継承する
 - 大分県・別府市の風土を理解し、昔から伝わる食文化や特産物を次代に継承できるようになる
 - 諸外国の食文化に触れることで、食を通じた国際理解を深めることができる

感謝の心と社会性の育成

関連方針

- (1) 食を通じて豊かな心を育む
- (4) 社会情勢に応じた食育の実施

背景 食べ物が溢れ、食べるのが当たり前と感じる時代とも言われる現代。食べ物に関わる人への感謝の気持ちや食べ物を大切にいただく気持ちが薄れつつあります。また、日本の「もったいない」文化やSDGsの考え方を次代の子どもたちに伝えることも必要です。
他にも、孤食や子食など望ましい食習慣の乱れも増え、食事に関するマナーや食を通じた人間関係の育成の面でも多くの課題があると言えます。

- 【能力1】 自然界と生産者への感謝
 - ・食料の全ての生産は自然の恩恵を受けていることを知り、感謝の気持ちを育む
 - ・食生活は、生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力によって成り立っていることを理解し、感謝して食べることができる
- 【能力2】 食事のマナーの習得
 - ・箸の使い方や食器の並べ方などの作法や食事を楽しむためのマナーを身に付ける
- 【能力3】 食を通じた豊かな心と望ましい人間関係の育成
 - ・食事の準備や片付けなど、協働する中で相手を思いやる心を育む
 - ・環境や資源に配慮した食生活を身に付ける
- 【能力4】 社会における食問題の学習
 - ・社会における食に関する問題を理解する
 - ・自分の生活の中で、解決に向けた取組みを考える



- 目標像**
- 食べ物を大切にすることを養い、そのための行動を身に付ける
 - 食が多くの人に支えられていることを理解し、感謝の気持ちを持った行動ができるようになる
 - 食事のマナーを身に付け、相手を思いやり、食事を楽しむことができる
 - 食に関する社会問題を理解し、解決に向けた取組みができる

地産地消の推進への理解

関連方針

- (3) 給食から学習する「日本一おいしい給食」
- (5) 別府市の特色を活かしたふるさと学習と食育の連携
- (6) 家庭や地域と繋がる食育
- (8) 栄養教諭による食育の支援と実施

背景 地元で生産された食材を地元で消費する地産地消の取組みは、全国各地でも推進されています。地産地消は顔が見え、安心して新鮮な食材を利用することができることや第一次産業の活性化にも繋がります。生産や流通だけではなく、環境保全の面においても推進していくべきものです。

【能力1】 生産活動の体験

- ・学校においても農作物の生産に触れ、生産の苦労や喜びを実感する

【能力2】 大分県及び別府市の地場産物の理解

- ・自分たちが住む地域の気候や風土の特徴と地場産物には大きな関係があることを理解する
- ・自分が住む地域には、様々な地場産物があることを理解する

【能力3】 旬の食材と効果の理解

- ・食べ物にはそれぞれに旬があり、味や栄養、価格などにも違いがあるため、旬の時期に食べることが望ましいことを知る

【能力4】 地域食材と流通の関係性の理解

- ・地域の食材を積極的に使用することは、輸送などのコストや環境に関する問題の解決に関連することを理解する
- ・食料自給率など、生産者不足を含む社会問題を関連付けて考えることができる



目標像

- 大分県及び別府市で生産されている食品を知っている
- 地産地消の意味を理解し、生活の中に取り入れることができる
- 栄養のバランスだけではなく、旬の時期の食材を食べるように考えた献立を立てることができる
- 社会問題や環境問題の観点からも地産地消を考えることができる

食に関する体験の推進

関連方針

- (1) 食を通じて豊かな心を育む
- (6) 家庭や地域と繋がる食育
- (7) 各学校での食育の体制の充実
- (8) 栄養教諭による食育の支援と実施

背景 栄養教諭を中核とした食育活動だけではなく、地域と連携した食育が注目されています。食に関する指導は校内や学校関係者にとどまることなく、地域や保護者とともに行えるような機会を提供することで食への興味関心が豊かな地域や環境づくりにつながるよう努めていく必要があります。

- 【能力1】 生産活動や調理活動への取組み
 - ・食べ物の育成や調理することに興味を持ち、実践してみたいという思いを持つ
- 【能力3】 多彩な料理や食事の体験
 - ・味覚は年齢や食べる環境、調理法等で変化することを知り、多くの味を体験することで苦手な食べ物を減らす
- 【能力2】 食に関わる人とのふれあい
 - ・食に関わる人と交流を図り、食に関する専門的な知識を獲得するとともに、豊かな食生活の実現に向けた行動ができる
 - ・食に関わる人との交流から、食に対する思いに触れ、食べ物や食事、環境を大切にする気持ちを持つ
- 【能力3】 食に関する環境問題の理解
 - ・食に関わる人との交流により、食に関する環境問題を身近に感じ、自身の生活で実践できることを考えることができる



- 目標像
- 野菜等の生産活動の食体験により、生産者や食べ物への感謝の気持ちを持つことができる
 - 食に関わる人との交流により、自己の生活を豊かにするための知識を身に付ける
 - 食に関する環境問題等を自身の問題として捉え、次代を担う者として行動ができる

各校における食育推進に向けた環境づくり

関連方針

- (4) 社会情勢に応じた食育の実施
- (6) 家庭や地域と繋がる食育
- (7) 各学校での食育の体制の充実
- (8) 栄養教諭による食育の支援と実施

背景 食生活に関連した一部の職員が食育を担うのではなく、学校全体で食育を推進するように位置付けることが重要です。食育は特別なものではなく、最も身近な学習であり、次代を担う者が時代背景に合致した食に関する学習と体験をすることで、必要な資質と心を育成することが必要です。また、給食指導においても食育を実施しやすい環境・体制づくりが求められます。

- 食育推進のための組織づくり
 - ・食育を推進するために、学校において校内組織を活用するなどし、計画的に食に関する指導に取り組む
 - ・組織的、計画的な食育の推進のために、食に関する指導計画（全体計画・年間計画）の作成を行う
- 児童会・生徒会などの委員会活動等を活用した食育の推進
 - ・教職員からの指示だけでなく、子どもたち自らが食に関する活動を提案し、実践できるよう支援する
- 給食施設を活用した食育の実施
 - ・給食及び給食施設を食育の媒体として活用し、食の安全や食に関わる人が働く様子を見学することで、食に対する思いを現実にし、今後の生活にも役立てられるような指導を行う



- 目標像
- 食育推進のために担当栄養教諭と連携し、校内組織を確立した計画的な食育が実施できる
 - 委員会活動などを活用し、学校全体での食育が実施できる
 - 自校の食に関する実態を把握し、その内容について校内で情報共有することで、実態に応じた集団または個別指導ができる
 - 食生活等はSDGsと関連が深く、自分の生活が社会・世界に影響することを認識させた食育ができる

4 SDG s と関連した食育の推進

国が策定したSDG s アクションプラン2021において、「食育の推進」が8つの優先課題のうちの1つ「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」の中で、次世代の教育振興として位置付けられています。



SDGs についての理解と、生活との関連性、一人ひとりが食育に取り組むことがSDGsの達成に繋がることを次代の担い手である子どもたちが自ら実感することが重要です。

学校においても、SDGsと関連させた食に関する指導を行うことが求められます。

【 持続可能な社会の実現に向けた食育の考え方の一例 】



1. 貧困をなくそう
食に関する知識や技術を身につけ、生活も心も豊かな暮らしにつなげる



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
食品ロスなどを削減することにより、焼却処分等による環境への影響を軽減する



2. 飢餓をゼロに
世界の様々な地域の食環境を知り、身近な食品ロス削減に取り組むことで、世界の食料不足をなくす



12. つくる責任 つかう責任
食品を選択する際に、地産地消や家庭だけではなく、社会においてもフードロスをしないよう意識し、実践する



3. すべての人に健康と福祉を
心と体の健康は食が基盤であることを知り、食品を選択する能力を身に付け、健康の維持増進につなげる



15. 陸の豊かさを守ろう
食品廃棄の増加や使い捨て容器の使用などにより、環境が変化していることを知り、豊かな自然を守るための知識を身につけ、実践する



4. 質の高い教育をみんなに
教育のあらゆる場面において食の関わりがあることを知り、社会情勢に応じた食育を実施する

5 食育と学校給食の関連

学校給食を食育の基礎とすることで、日常的な学校生活や家庭・地域との活動の教材として食育を推進します。また、学校給食を通じ、食を五感で感じることで、食に関する学びを具現化し、自主的に自らの生活に活かそうとする子どもを育むことを目的とします。

5-1 本市の食育の基礎となる学校給食

【 健やかな別府っ子を育む“質”の高い給食の提供 】

(1) 安全・安心な、おいしい給食

【重点取組項目】

- 安心して提供できる別府市産・大分県産主体の給食
- だしの旨味を活用した、薄味でおいしい味付けの推進
- 厳格な衛生管理による安全な給食の提供

(2) 多彩な献立でおいしい・楽しい給食

【重点取組項目】

- 心温まる手作り調理の給食（手作りによる栄養の充実とおいしさを追求）
- 五感で楽しめる適温給食の提供
- リクエスト給食など、児童・生徒が楽しめる給食の提供
- 児童生徒や保護者・地域住民等も参加できる給食（レシピ募集や試食会等）

(3) 体にやさしく、おいしい・学べる給食

【重点取組項目】

- 地産地消給食の提供（地場産物の積極的な活用）
- 季節感のある料理や旬の食材を使用した栄養満点の給食
- 地産地消、郷土料理、食文化などを学べる生きた教材としての給食
- 献立や食材のポイントを児童生徒へ紹介する学びの給食

(4) みんなで食べる、おいしい給食

【重点取組項目】

- 食物アレルギーを有する子どもも、みんなと楽しく食べられる給食
- 学校と保護者、調理場が連携した対応把握
- 栄養教諭等による、食物アレルギー対応の指導

参考：別府市新学校給食共同調理場整備基本計画

5-2 学校給食を活用した給食指導のポイント

学校給食は食育の「生きた教材」として活用できるよう、安全・安心であることその他に、別府市では主に6つの学びの視点を踏まえて給食を提供しています。

食べるだけではなく、給食指導を実施することで、「学べる学校給食」として活用します。

栄養バランスのよい給食
【栄養の学び】

《 指導のポイント 》

- ・ 使用している食材がわかる力を養う
- ・ 必要な栄養がわかる力を養う
- ・ 心身の健康のために食べる力を養う

季節の食材を使用
【旬の学び】

《 指導のポイント 》

- ・ 食材の旬がわかる力を養う
- ・ 食材から四季を楽しむ心を養う
- ・ 旬の食材の良さを理解する力を養う

行事食・郷土料理を提供
【食文化の学び】

《 指導のポイント 》

- ・ 食文化や行事食を知り、継承できる力を養う
- ・ ふるさとを大切にする力を養う

多様な食材や味付け
【食経験による学び】

《 指導のポイント 》

- ・ 食に関する学習として、教科と関連させ、考える力を養う
- ・ 多くの食材や味付けを感じる力を養う
- ・ 食を楽しむ力を養う

地元食材の使用
【地産地消の学び】

《 指導のポイント 》

- ・ 食材の生産や流通がわかる力を養う
- ・ 地場産物がわかる力を養う
- ・ 地産地消の効果がわかる力を養う

グローバルな給食
【世界の食の学び】

《 指導のポイント 》

- ・ 世界の食を知る力を養う
- ・ 異文化と交流し、認める力を養う

《 その他 指導ポイント 》

- 給食の準備や配膳、片付けなどにより、協働する力を養う
- 給食食材や給食に関わった人への感謝の心を養う
- 食品ロスなど、食に関する社会問題を考える力を養う

6 本市における義務教育期間の食育プラン

別府市立学校において、義務教育期間の9年間の中で、社会的な自立と、自分の健康や幸福に関わる学びを得るための大切な時期と考えます。食育を通じて、身に付けてもらいたいスキルや体験、育みたい心を9年間それぞれに目標を掲げ、取り組むことを目的とします。

- 食育で身に付ける力
- ① 自己管理
 - ② 食事を楽しむ
 - ③ 感謝の心

【小学校】

小学校
1年

- ① 食べ物の名前を知り、なんでも食べることが大切だとわかる
- ② 食器を正しく置き、楽しく食事することができる
- ③ 食事のあいさつの意味を知り、感謝して食べることができる

小学校
2年

- ① 赤・黄・緑の食べ物と役割がわかる
- ② 正しくはしを使うことができる
- ③ 食事には多くの人が関わっていることを知り、感謝することができる

小学校
3年

- ① 食事の大切さがわかり、バランスよく食べることができる
- ② 食事のマナーを知り、気持ちよく食事することができる
- ③ 食事に関わった人に感謝の気持ちを持って食べることができる

小学校
4年

- ① 赤・黄・緑の食べ物をそろえて食べることができる
- ② 食事の準備や片付けを食事の一環として行うことができる
- ③ 自然の恵みに感謝して食べることができる

小学校
5年

- ① 健康のために必要な栄養とその大切さがわかる
- ② 自分の食事を残さず食べるマナーを身につけることができる
- ③ 生産者の苦勞を理解し、感謝して食べることができる

小学校
6年

- ① 健康のために必要な栄養がわかり、すすんで食べることができる
- ② 一緒に食べる人のことを考え、食事することができる
- ③ 命の恩恵を受けていることを理解し、感謝して食べることができる

【小学校6年間】

食の基礎となる体験をし、その体験を活用した学習を行うことで、食と生活を結びつけるよう導く。また、苦手な食べ物でも食べることの大切さを伝え、食を楽しむ心とそのためマナーを身に付け、自然や人への感謝の気持ちを育むような支援を行う。

【 中 学 校 】

中学校 1年

- ① 望ましい食生活を理解し、自分の生活を省みることができる
- ② 会食を楽しみ、一緒に食べることの楽しさを理解することができる
- ③ 食べることを理解し、感謝して食事ができる

中学校 2年

- ① 自分の食生活の課題を自覚し、解決方法を考えることができる
- ② 食事を通じて、良好な人間関係を育むことができる
- ③ 自然の恩恵を理解し、食材を無駄にすることなく調理できる

中学校 3年

- ① 自分の食生活の課題を解決し、望ましい食生活を送ることができる
- ② 食事を楽しむ豊かな心を育むことができる
- ③ 食に関わる全ての人や食材に感謝し、生活することができる

【中学校3年間】

身に付けた食に関する知識や技能を実践し、望ましい食生活を送ることができるよう導くとともに、食によって豊かな心を育む。また、次世代の担い手として、社会や環境の食問題にも目を向けて取り組むことができるような指導を行う。

- 食の自立のための食生活**
- ① 朝食
 - ② 早寝早起き
 - ③ 食行動

小学校 低学年

- ② 朝ごはんを毎日食べる
- ② 早寝早起きを心がけ、朝ごはんを食べる時間を設ける
- ③ 好き嫌いせずに、3食、よく噛んで食べる

小学校 高学年

- ② 朝ごはんを赤・黄・緑の食べ物を意識して食べる
- ② 自ら早寝早起きをし、朝ごはんを食べる時間を設ける
- ③ 間食の時間や量、内容を考えて食べる

中学校

- ① 栄養バランスを考えて朝ごはんを用意し、毎日食べる
- ② 自ら早寝早起きし、朝ごはんをゆとりをもって食べる
- ③ 塩分・糖分・油分の摂りすぎに注意して食べる

【小中学校9年間】

学校生活及び学習の中で、望ましい食生活を身に付け、自立に向けた行動ができるよう導く。また、与えられる生活から自ら行う生活を送れるよう、学校・保護者・地域が連携して子どもたちの自立を支援する。

7 食に関する全体計画・年間計画とのつながり

本市が考える食育のかたちを具現化し、基本項目を踏まえ、9年間の計画及び学校給食を活用した食に関する指導を行うことで、児童生徒が自分自身の生活に活かし、学校生活及び学校給食の実態調査と取組み目標を設定いたします。

7-1 各校における実態調査項目と取組み目標値

- 実態調査項目1～4については、「食に関する指導の全体計画」に記載し、各校の課題として食に関する指導を行うこと。

■表1

	実態調査項目	実態値 (令和4年)	目標値 (令和10年)
1	朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合	86.6%	90%
2	苦手な食べ物でも食べようとする児童・生徒の割合	77.3%	80%
3	肥満傾向の児童・生徒の割合(+20)	10.2%	8%
4	むし歯保有の児童・生徒の割合 ※ 完治者含む	41.1%	35%

※ 実態値：食に関する指導の全体計画の実態より。目標値：実態から想定

7-2 別府市立学校における実態調査項目と取組み目標値

- 実態調査項目5・6については、給食センター及び栄養教諭により実態調査を行い、各校だけではなく給食センター、栄養教諭としても課題として取り組む。実態調査項目7については、栄養教諭と学校の連携を図る。

■表2

	実態調査項目	実態値 (令和4年)	目標値 (令和10年)
5	給食の残菜率	—	15%
6	給食に満足している児童・生徒の割合	—	70%
7	栄養教諭による食育指導を受けた学級の割合	49.2%	80%

- ※ 5 給食の残菜率：残菜の計量法が変更になるため、実態値なし
 ※ 6 給食に満足している割合：令和5年から調査開始のため、実態値なし
 ※ 目標値については、アクションプランの取組み指標を参考

7-3 目標達成のために

- (1) 各校において、実態の把握を行い、実態及び課題に応じた食に関する指導を担当栄養教諭と計画する。
- (2) 本計画及び食育の手引き・食育教材を活用し、各校の実態に応じた方法を実施する。
《 参考となる食育の手引き・食育教材の一例 》
 - ・ 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（文部科学省）
 - ・ 小学生用食育教材 たのしい食事 つながる食育（文部科学省）
 - ・ 中学生用食育教材 「食」の探究と社会への広がり
～食を通して自分たちや社会を見つめよう～（文部科学省）
- (3) 各校において、食育の実施効果が確認できるよう、実態把握を行い、担当栄養教諭と情報を共有する。

7-4 検証

- 【1 各校における実態調査項目と取組み目標値について】
 - (1) 各校にて作成される「食に関する指導の全体計画」において、自校の実態把握の項目に市内統一の4項目（■表1 1～4）を加え、調査する。
 - (2) 各校及び別府市の実態を毎年把握し、課題として取組むべき観点を見出すことにつなげる。
 - (3) 各校及び別府市の実態は、栄養教諭と各校の食育・給食指導部会（別府市教育研究会）にて報告し、次年度の取組みに関しても課題の確認等を行う。
 - (4) 5年後の令和10年度の実態を受け、翌年以降の目標及び目標値について検討し、決定する。
- 【2 別府市立学校における実態調査項目と取組み目標値】
 - (1) 給食センター及び栄養教諭にて調査を実施している3項目（■表2 5～7）については、各項目に応じた頻度にて調査結果を集計する。
 - (2) 集計結果をもとに、適切な頻度にて課題の取組み方法を検討する。
 - (3) 5年後の令和10年度の実態を受け、翌年以降の目標及び目標値について検討し、決定する。

資 料

「食に関する指導計画」の作成にあたって

令和3年11月
別府市教育委員会 発行

学校における食育の推進

1 学習指導要領の改訂について

平成29年の改訂では、総則に「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に位置付けられました。小学校、中学校では、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等が加えられ、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調しています。

また、新たに「教育課程の改善と学校評価」が示され、食に関する指導の全体計画を作成すること、そして各分野における学校の全体計画等と関連付けながら指導を行うことが明記されています。

第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

2（3）学校における体育・健康に関する指導を，児童（生徒）の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科（保健体育科），家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科〈外国語活動〉及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第5 学校運営上の留意事項

（新設） 1 教育課程の改善と学校評価等

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。

※〈〉内は、小学校のみの記載。（）内は、中学校において記載。

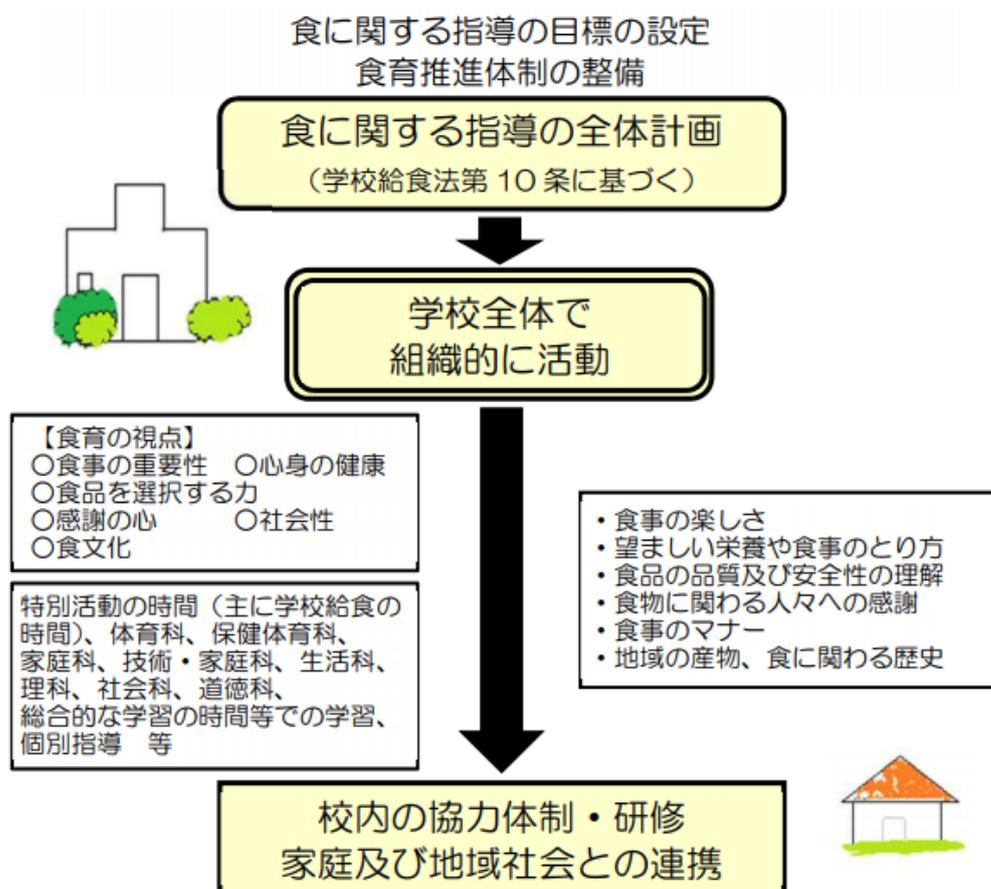
2 「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」について

【改訂の目的】

- 学習指導要領等の改訂を踏まえる。
 - ・食に関する指導の目標・内容を3つの柱に基づいて再整理
 - ・主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点
 - ・カリキュラム・マネジメントを重視
- 社会の大きな変化に伴う子どもの食を取り巻く状況の変化に対応する。
 - ・食物アレルギー等の疾患への対応
 - ・食の自己管理能力の必要性
 - ・学校・家庭・地域の連携
- 上記2点に基づき、これからの学校における食育の一層の推進を図る。

令和元年度 健康教育・食育行政担当者連絡協議会分科会資料より

3 学校における食育の取組の流れ



平成28年度 健康教育行政担当者連絡協議会資料 より

(1) 食に関する指導の目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

知能・技術

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付ける。

思考力・判断力・表現力

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

学びに向かう力・人間性

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

(2) 食育の視点

各学校における食に関する指導の目標は、学校教育目標に基づき児童生徒や学校・家庭・地域の実態などを考慮した上で設定し、各教科等において指導を行います。その際は、以下の6つの視点に基づき具体的な目標を設定することが重要です。

- | | |
|--|-------------|
| ①食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 | 【食事の重要性】 |
| ②心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。 | 【心身の健康】 |
| ③正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。 | 【食品を選択する能力】 |
| ④食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。 | 【感謝の心】 |
| ⑤食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。 | 【社会性】 |
| ⑥各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。 | 【食文化】 |

●学年段階別に整理した資質・能力(例)

学年	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学生
① 食事の重要性	○食べ物に興味・関心を持ち、楽しく食事ができる。	○日常の食事に興味・関心を持ち、楽しく食事をすることが心身の健康に大切なことがわかる。	○日常の食事に興味・関心を持ち、朝食を含め3食規則正しく食事をとることの大切さがわかる。	○日常の食事に興味・関心を持ち、食環境と自分の食生活との関わりを理解できる。
② 心身の健康	○好き嫌いせずに食べることの大切さを考えることができる。 ○正しい手洗いや良い姿勢でよく噛んで食べることができる。	○健康に過ごすことを意識して、様々な食べ物を好き嫌いせずに3食規則正しく食べようとするすることができる。	○栄養バランスがとれた食事の大切さが理解できる。 ○食品をバランスよく組み合わせて簡単な献立をたてることができる。	○自らの健康を保持しようとし、自ら献立をたて、調理することができる。 ○自分の食生活を見つめ直し、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解できる。
③ 食品を選択する能力	○衛生面に気を付けて食事の準備や後片付けができる。 ○いろいろな食べ物や料理の名前が分かる。	○食品の安全・衛生的の大切さが分かる。○衛生的に食事の準備や後片付けができる。	○食品の安全に関心を持ち、衛生面に気を付けて、簡単な調理をすることができる。 ○体に必要な栄養素とその働きが分かる。	○食品に含まれている栄養素や働きが分かり、品質を見分け、適切な選択ができる。
④ 感謝の心	○動物や植物を食べて生きていることが分かる。 ○食事のあいさつの大切さが分かる。	○食事が多くの人々の苦労や努力に支えられていることが理解できる。 ○資源の有効利用について考える。	○食事にかかわる多くの人々や自然の恵みに感謝し、残さず食べようとするすることができる。	○生産者や自然の恵みに感謝し、食品を無駄なく使って調理することができる。 ○環境や資源に配慮した食生活を実施しようとするすることができる。
⑤ 社会性	○正しいはしの使い方や食器の並べ方がわかる。 ○協力して食事の準備や後片付けができる。	○協力したりマナーを考えたりすることが相手を思いやり楽しい食事につながることを理解し、実践することができる。	○マナーを考え、会話を楽しみながら気持ちよく会食をすることができる。	○食事を通してよりよい人間関係を構築できるよう工夫することができる。
⑥ 食文化	○自分の住んでいる身近な土地でとれた食べ物や、季節や行事にちなんだ料理があることが分かる。	○日常の食事が地域の農林水産物と関連していることが理解できる。 ○地域の伝統や気候風土と深く結び付き、先人によって培われてきた多様な食文化があることが分かる	○食料の生産、流通、消費について理解できる。 ○日本の伝統的な食文化や食に関わる歴史等に興味・関心をもつことができる。	○諸外国や日本の風土、食文化を理解し、自分の食生活は他の地域や諸外国とも深く結びついていることが分かる。

文部科学省「食に関する指導の手引き－第2次改訂版－」(平成31年3月)より

(3) 児童生徒の実態・課題に応じた目標の設定

各学校では、どのような子どもを育てたいのかを学校教育目標や目指す子ども像を明確に位置付けています。食に関する指導は、それらの目標等を具現化するために、子どもたちが望ましい食習慣を身に付けていくことを目指して行われるものです。従って、指導目標や指導内容の設定では、何よりも児童生徒の実態を踏まえ、食に関する課題解決を目指すことが必要です。

(4) 子どもたちの食生活等の実態から課題を把握

児童生徒の食生活状況や学校給食の喫食状況、健康上の実態や課題を把握します。実態の把握は、食生活状況調査等の数値的な調査を実施することが望ましいのですが、困難な場合には、学校保健統計調査や学習状況調査等のデータや教職員（学級担任や養護教諭等）の日々の関わりや指導の中で感じている課題等を参考に把握します。

～ 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割 ～

我が国の未来を担う子供への食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎をなすものであり、子供の成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子供が楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる。子供への食育を推進する際には、健全な食習慣や食の安全についての理解を確立していく中で、食に関する感謝の念と理解、食品の安全及び健康な食生活に必要な栄養に関する知識、社会人として身に付けるべき食事の際の作法等、食に関する基礎の習得について配慮する。また、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子供の存在にも配慮し、多様な関係機関・団体が連携・協働した施策を講じる。

第4次食育推進基本計画より

4 学校の食育推進体制の整備（食育推進委員会・食育担当者）

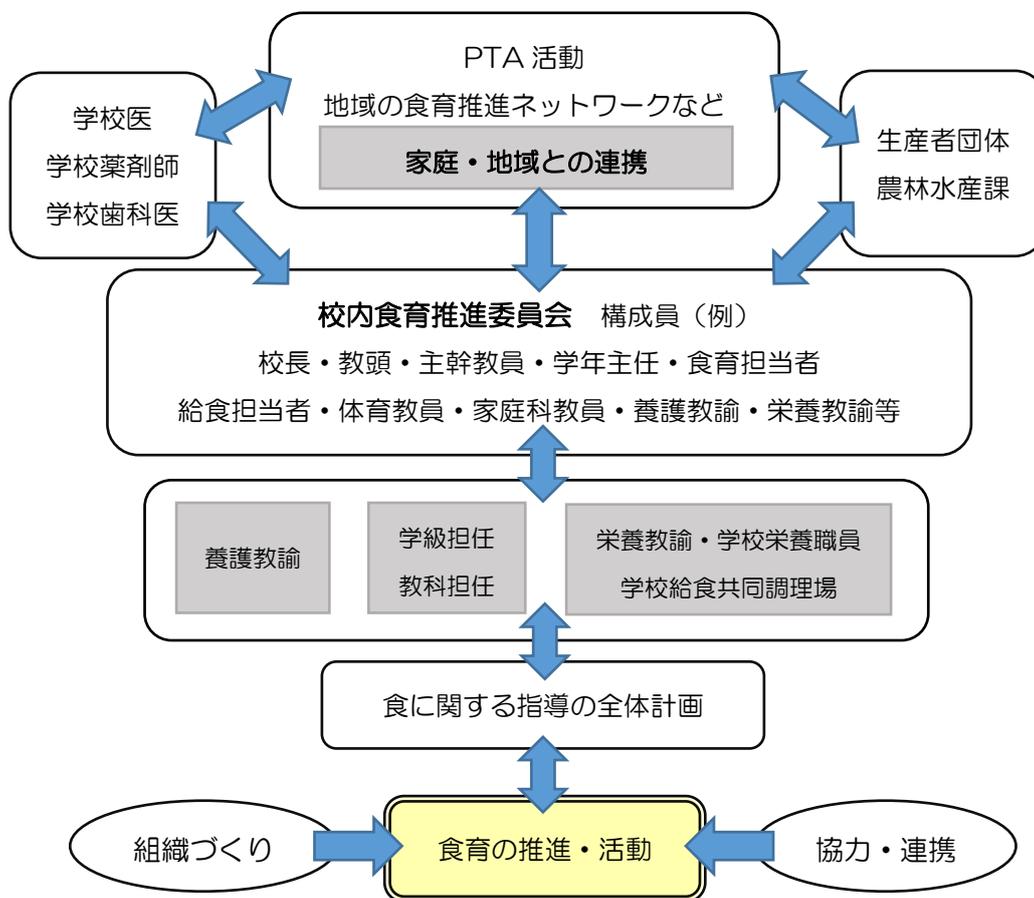
食に関する指導は、学校教育全体を通して、同じ視点・目標のもとに、体系的・計画的に行われることが大切です。

そのためには、まず学校内に食育を推進する体制を整備します。学校長のリーダーシップの下に、全教職員の理解と協力を得ながら進められるよう関係職員等からなる食育推進委員会等を設置し、学校内における調整及び家庭や地域との連絡調整などを中心となって行う食育担当者を位置付けます。

(1) 学校内での指導体制づくり

- ①食育を推進するための組織（食育推進委員会等）を既存の組織（学校保健委員会等）の活用も含め設置します。
- ②教職員の中から食育を中心となって進めるための食育担当者を位置付けます。
- ③専門性を有する栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等を効果的に活用できるような学校の全職員で共通理解を図るよう配慮します。また、各教科においては、教科担任との連携も必要です。

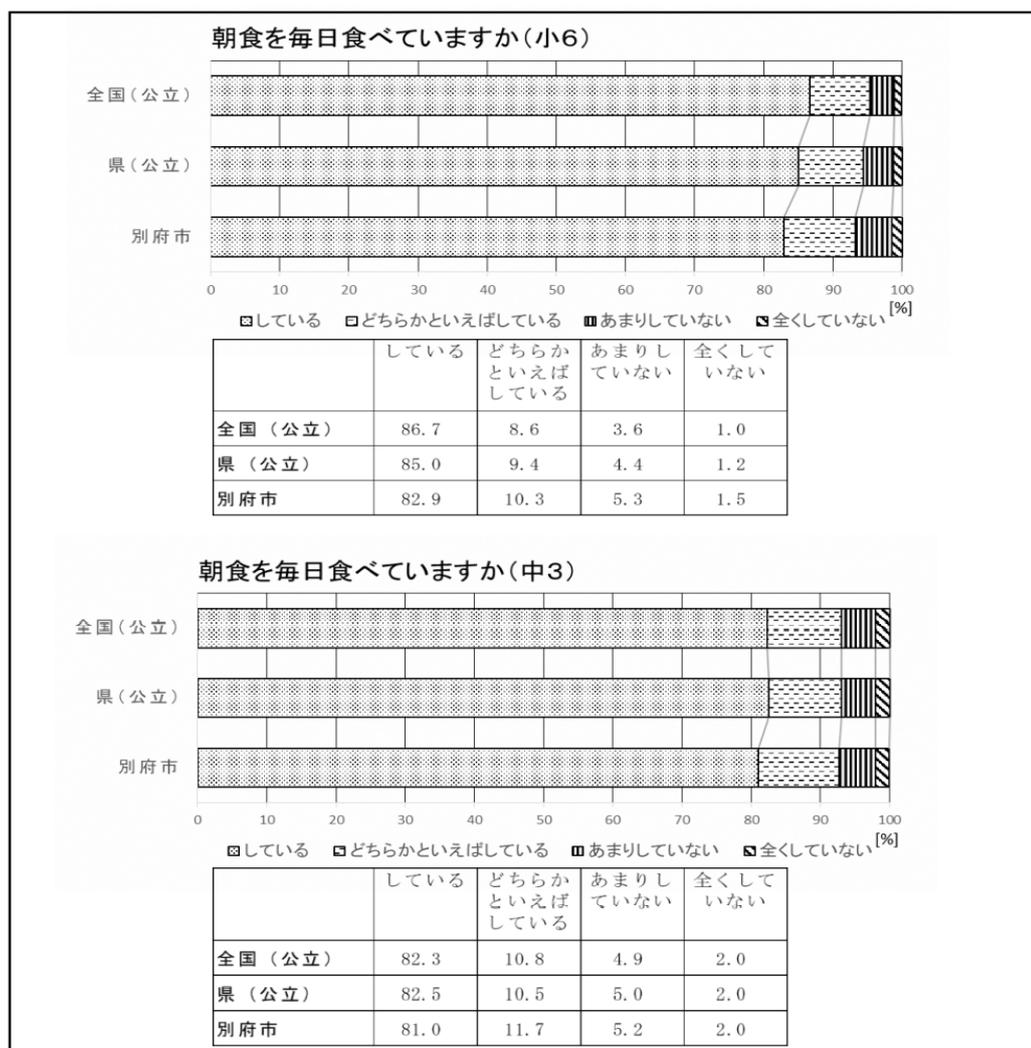
■食育推進のための校内組織体制（例）



5 食育の推進（子どもたちを取り巻く食の現状と学校給食の役割）

近年、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。特に偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが社会的問題となっています。本市においては、毎日必ず朝食をとる児童生徒の割合が令和元年度全国学力・学習状況調査の全国平均と比べると小6・中3ともに低い結果になっています。学校給食は、学校給食法に基づき、子どもたちの心身の健全な発達に資するために、成長段階において必要な栄養を適切に摂取できるように提供されるものです。さらに、教科の学習等で得た食に関する知識を実践した実物教育であるため「生きた教材」といわれています。そのような学校給食を、年間約200回、義務教育における9年間で有意義に活用することにより、児童生徒の将来の食生活の基礎や望ましい食習慣を形成させることができます。

令和2年6月「別府市新学校給食共同調理場整備基本計画」より



出典：令和元年度全国学力・学習状況調査

小中学校における全体計画の作成にあたって

1 全体計画について

全体計画は、食に関する指導にあたっての基本的な計画であり、学校における食育を組織的・計画的に推進できるよう、校内で全教職員が共通理解を図るために必要です。

また、全体計画は保護者や地域の方等と連携して進められるよう、理解と協力を得るための基本的な説明資料ともなります。

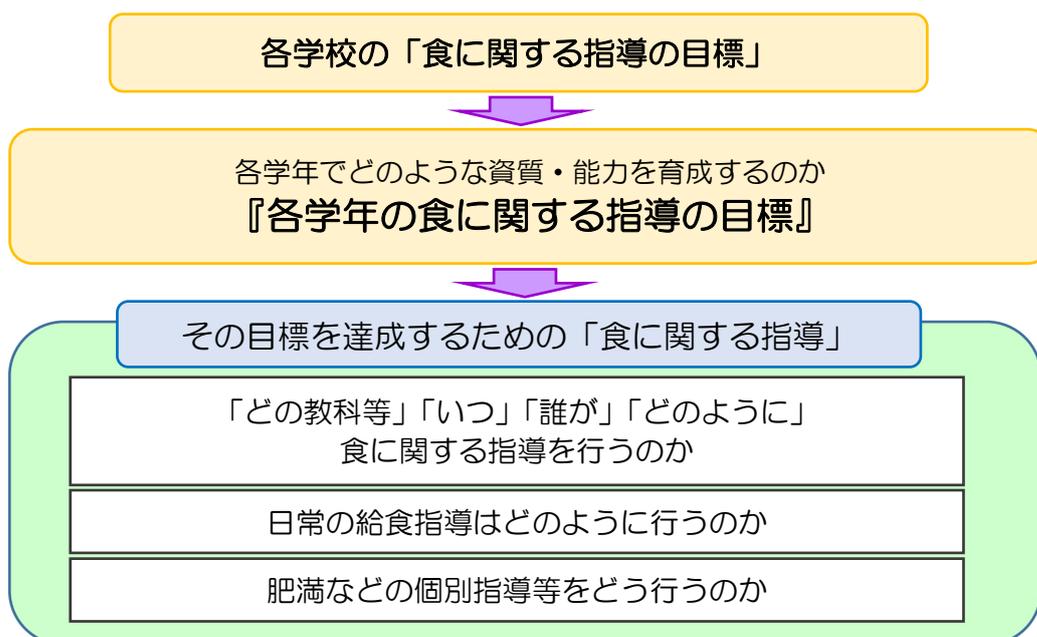
第3次食育推進基本計画（平成28年3月作成）

「食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する。」

学校給食法 第10条

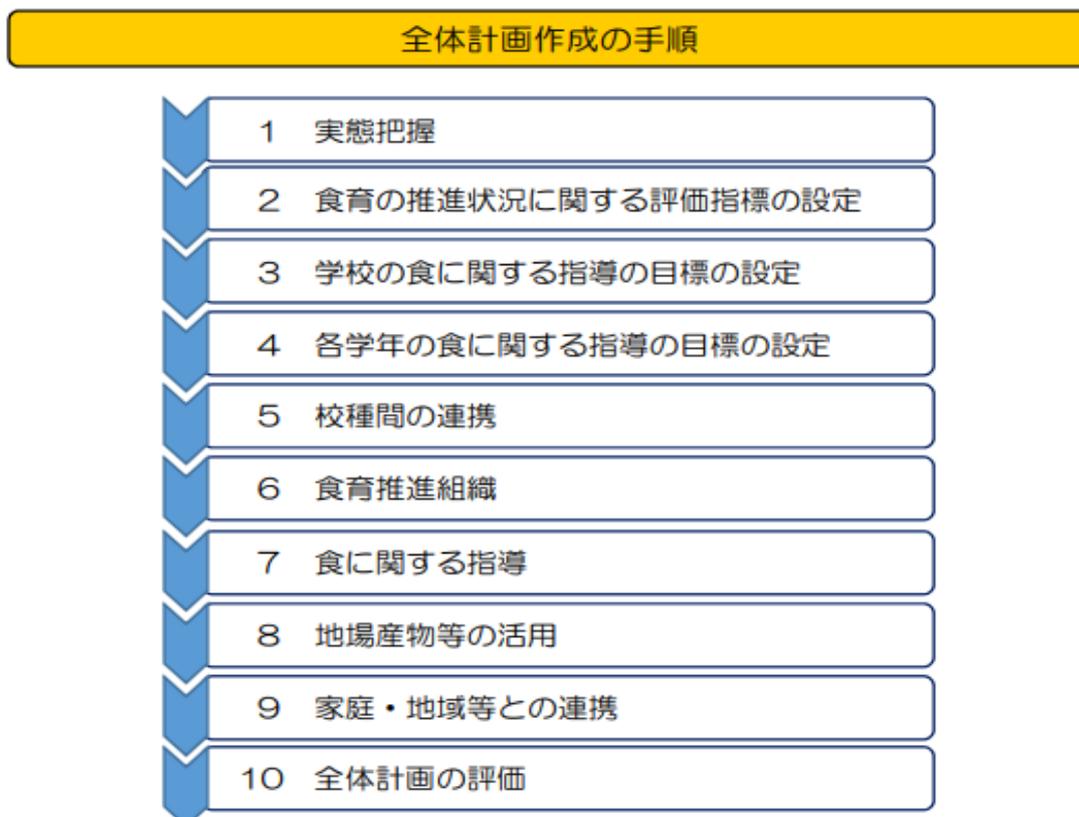
「校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成すること、その他の必要な措置を講ずるものとする。」

(1) 食に関する指導の組織的・計画的な実施



(2) 全体計画に掲げることが望まれる内容と作成の手順

児童生徒の実態を踏まえた課題を明確にした上で、各学年における年間の食に関する指導と各教科等における指導内容を系統的・体系的に整理し、各教職員の役割と相互の連携・協力のあり方を明確にしておくことが重要です。



令和元年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会 分科会資料より

◎全体計画を作成する上で確認が必要な事項

- 学校教育目標の具現化に資する食に関する指導の目標となっていますか。
- 近隣の幼稚園・保育所、校区内の小・中学校との連携の方針が示されていますか。
- 学年ごとの食に関する指導の目標が明確ですか。
- 給食の時間における食に関する指導の目標の内容等について、年間をとおした一覧表に整理していますか。
- 学年ごとに関連する各教科等における食に関する指導の内容を抽出し、年間をとおした一覧表に整理していますか。
- 個別的な相談指導の取組みの内容が示されていますか。
- 保護者や地域との連携の取組みが示されていますか。

2 特別な支援が必要な児童・生徒の食に関する指導

特別な支援が必要な児童・生徒の食に関する指導においては、障害の重度・重複化、多様化等・学部や学年、学級ごとに、食に関する指導の目標なども異なるため、個々に合わせた指導計画が必要になります。

(1) 全体計画作成時の留意点

- ① 児童・生徒の実態を踏まえ、以下の項目例を参考にして的確に把握する。

【項目例】

障害や病気の状態や程度、障害の特性、知的発達や身体発育・身体機能の状態、学習上の配慮事項、食べることに関する発達や経験の程度、個々の興味やし好、生活環境や生活習慣・生活リズム、対人関係（マナー）の状況、長所や得意分野、コミュニケーションの状態、家庭や地域の環境、進路 等

- ② 児童・生徒が取り組むべき課題を明確にする。
- ③ 校内の教職員間で共通理解を図り、全体計画を作り上げていく過程が大切。
- ④ 年度末に必ず見直しを行い、改善を図る。
(PDCAサイクルによる継続的な改善)

■「食に関する指導の全体計画①」を作成する際の留意点

次のような点に留意して、全体計画を作成します。

- ・実態把握・評価指数（各種調査等の項目等）及び目標値、食に関する指導の目標は一連のものとなる
- ・各種調査結果（既存の調査、前年度評価指標とした項目を含む）、観察等に基づき、児童の実態把握
- ・学校評価等から、保護者・地域の実態把握及び食に関する指導の取組み状況把握
 - ↓
 - 観点ごとに課題を整理
 - ↓
 - 具体的（数値等）に実態を記述
- ・児童の実態把握・課題から評価指標及び目標値を設定
- ・実態把握の結果：評価指標及び目標値に反映
- ・食に関する指導の目標：評価指標の目標値を達成するための指導の目標

※各種調査は既存の調査を活用してもよい

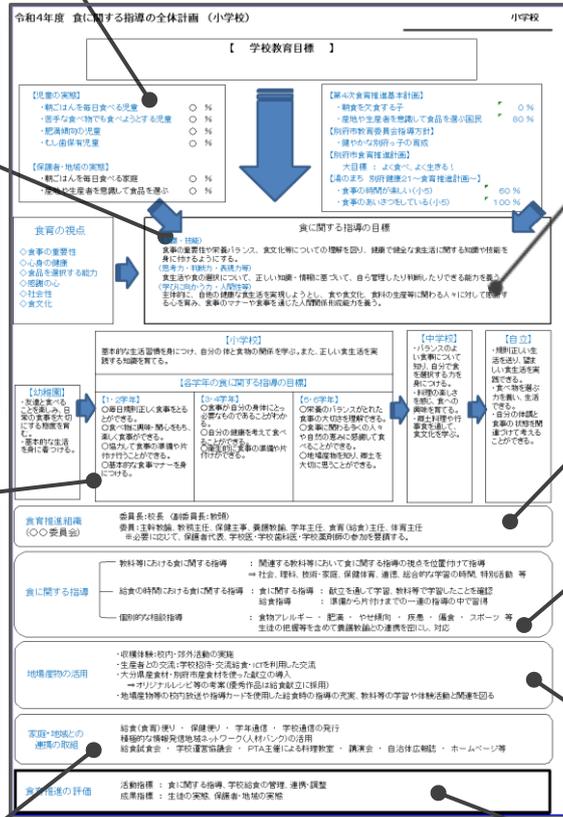
※取組状況は、活動指標も含めて把握する

※量的に把握した実態は、評価指標の現状値となる

※一つの評価指標が間接的に他の評価指標としてもよい

- ・学校教育目標を実現する観点から、食に関する指導の目標を設定
- ↓
- 食に関する指導の目標が学校教育目標を受けている
- ・育成を目指す児童（生徒）の姿として、資質・能力の三つの柱（知識・技能・思考力・判断力・表現力・学びに向かう力・人間性）と六つの食育の視点が入るように設定
- ・年度内に育成を目指すものであるため、重点化を図ることも可能

- ・学校教育目標を実現させるため、各学年の目標を設定
- ・各学年の実態（資質・能力の三つの柱の育成状況等）を考慮
- ・発達段階を考慮
- ・系統的、具体的に設定
- 幼稚園等小学校、中学校間で一貫性を持たせる
- ・目標等を記述



- 学習指導要領、食育基本法の趣旨、食育推進基本計画、大分県・別府市の教育プランや方針・目標等を踏まえる
- ↓
- 児童の実態と照らし合わせ、食に関する指導の目標となる内容を整理
- ↓
- 具体的項目（数値等を含む）を記述

- 食に関する指導を組織的に行うための組織について、構成メンバー、地域との連携等について記述

- 教科等における指導、給食の時間における指導、個別的な相談指導ごとに連携協働して取り組む事例、指導体制を具体的に記述

- 地場産物を活用した給食に関する食育指導方針や地場産物生産者を活用した方針等

- 課題や目標についての共通理解、課題解決するための実践の場として、食に関する取組を受日させる連携の基本方針及び情報の収集・発信の方法や食に関する学校行事、関係機関との連携した取組み等を記述
- （食に関する指導内容の時期と合わせた活動、連携した活動については、全体計画へ記述）
- ※詳細は、「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」第2章 学校・家庭・地域が連携した食育の推進（P26～33）参照

- ・学校教育目標、食に関する指導の目標と関連した評価指標とする
- ・取組状況の評価（活動指標）と取組の成果（成果指標）を総合的な評価につなげるように設定
- ・二つの指標の関連等についても検討
- ・評価項目・評価内容・評価基準を併せて設定
- ・評価結果は実態とし、次年度の目標設定につなげる
- ※詳細は、「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」第7章 学校における食育の推進の評価（P252～261）

■「食に関する指導の全体計画②」を作成する際の留意点

次のような点に留意して、年間計画を作成します。

- ・教科ごとに各学年の学習内容の中で食に関する単元を記入
- ・学校行事や季節に応じて、学校としての食に関する取組みを記入
- ・給食時間の指導を時期とリンクさせて記入
- ・給食を生きた媒体として活用するために旬の食材を確認
- ・家庭や地域との連携のとり方を記入
- ・年間を通じて各学年・各教科で食に関する単元や活動を記入

食に関する指導の年間計画		【 】は学年					小学校
教科等	4月	5月	6月	1月	2月	3月	
学校全体行事等	入学式	遠足	修学旅行	3学期始業式	就学説明会	遠足・卒業式・終了式	
推進体制	進行管理 計画策定	運営委員会 計画策定		運営委員会 次年度計画案作成			
教科・道徳等 総合的な学習の時間	生活科 (1・2年)	がっこうのなかをあるこう【1】	きせつとなかよし ほる【1】 野菜をそだてよう【2】	やさしいパワーを知ろう【2】 野菜をそだてよう【2】	ふゆをみつけにいこう【1】		
	社会 (3年～)	わたしたちの町と市【3】		健康な暮らしと町づくり【4】 米作りのさかんな地域【5】 大昔のくらし【6】 米づくり【6】		日本と世界のつながり【6】	
	理科 (3年～)	自然の観察をしよう【3】 わたしたちと環境をとりまく環境【6】	季節と生物(春)【4】 体のつくりと働き【6】 食べ物のゆくえ【6】		季節と生物(冬)【4】		
	家庭 (5・6年)		クッキングははじめの一步【5】 できることを増やしてクッキング【6】			生活を支えるお金と物【5】 生物と地球の環境【6】 ・生物と水のかかわり ・空気を水を守ろう	
	保健体育			生活習慣病の予防【6】		よりよい発育のために【4】	
	他教科等						
	道徳	ひみつトレーニング(節度ある生活態度)【5】			おばあちゃんのおせち【1】 日本のよさを大切に(郷土愛)【6】	健康の大切さ(節度ある生活態度)【4】	
	総合的な学習の時間			地元食材を知り、PRしてみよう【5・6】	給食ができるまで【2】		
特別活動	特別活動 (栄養教諭等)	正しい手洗いの仕方を身につけよう【全】 給食ははじまるよ【1】	正しい配膳の仕方を身につけよう【全】 キャンプ事前指導【5】	まいにちたべよう、朝ごはん【1】 朝ごはんですイッチオン!【2】	生活習慣病を予防しよう【6】 成長期の食事【4】 調理員さんに感謝【全】	食生活のまとめ【全】	
	児童会活動	手洗い名人になろう	給食のマナーを身につけよう	かみかみ週間 図書×給食活動	あと一口運動	郷土料理調べ 1年の給食振り返り	
	学校行事	健康診断	健康診断 遠足	食育月間 歯と口の健康週間 あじさい祭り(図書)	全国学校給食週間		
	給食の時間 食に関する指導	給食時間の指導 給食のきまりを覚えよう 楽しい給食時間にしよう 楽しい給食時間にしよう	仲良く食べよう 給食のきまりを覚えよう 楽しい給食時間にしよう 協力して給食の準備をしよう	食事のマナーを身につけよう はしの持ち方を身につけよう よく噛んで食べることが体にとってよいことを知ろう	給食の意味を知ろう 昔の給食を学ぼう 給食の歴史を知り、食べ物の大切さを考えよう	郷土料理を知ろう 残菜について考えよう 寒さに負けない体を作ろう	自分の食習慣を見直そう
学校給食の関連事項	月目標	楽しく食べよう	食事のマナーを身につけよう	よく噛んで食べよう 衛生に気をつけよう	学校給食について考えよう	郷土料理を知ろう	1年間の振り返りをしよう
	食文化の伝承			郷土料理給食		郷土料理給食	
	行事食	入学進級祝い献立	端午の節句給食		お正月給食	節分給食	卒業祝い給食
	その他			かみかみ給食 おはなし給食	タイムスリップ給食		
	旬の食材	たけのこ・アスパラガス・いちご・玉ねぎ・春キャベツ	玉ねぎ・じゃがいも・グリーンピース	じゃがいも・玉ねぎ・キャベツ・あじ・ひじき	大根・ブロッコリー・小松菜・水菜・白菜・みかん・白ネギ	なばな・白ネギ・みかん・いちご	春キャベツ・いちご・みかん
地場産物	ほうれん草 ミニトマト ちりめん	ほうれん草 ミニトマト ちりめん・お茶	ほうれん草 ミニトマト ちりめん・お茶	ほうれん草 ミニトマト ちりめん	ほうれん草 ミニトマト ちりめん	ほうれん草 ミニトマト ちりめん	
個別指導	臨時面談	食事個別指導教室	歯の衛生教室	アレルギー調査 学校生活管理指導表提出	食物アレルギー面談		
家庭・地域との連携	積極的な情報発信(自治体広報誌、ホームページ)、関係者評価の実施、公民館活動、地域ネットワーク(人材バンク)等の活用 学校だより、食育(給食)だより、保健だよりの発行及びその活用 ・朝食の大切さ・運動と栄養・食中毒予防・長期休暇の食生活・食事の量 学校給食試食会						

関連法令等

◆ 食育基本法（平成17年 法律第63号）

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

（一部抜粋）

第5条「子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割」

子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。（一部抜粋）

第6条「食に関する体験活動と食育推進活動の実践」

家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。（一部抜粋）

◆ 学校給食法（昭和29年 法律第160号）
（最終改正 平成27年 法律第46号）

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（一部抜粋）

第10条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。（一部抜粋）

※ 平成21年4月より施行されている改正後の学校給食法においては、法律の目的に「学校における食育の推進」が明確に位置づけられ、学校給食の目標について食育推進の観点から見直しが行われるとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこととされたところであり、この趣旨を踏まえ、学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭の一層の配置拡大に努めていただきたいことが記されています。

◆ 第4次食育推進基本計画（令和3年3月）

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせない。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が引き続き国民的課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増している。人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食市場の拡大が進行するとともに、食に関する国民の価値観や暮らしの在り方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきている。古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧される。食を供給面から見ると、農林漁業者や農山漁村人口の著しい高齢化・減少が進む中、我が国の令和元年度の食料自給率はカロリーベースで38%、生産額ベースで66%と食料の多くを海外からの輸入に頼っている。一方、食品ロスが平成29年度推計で612万トン発生しているという現実もある。また、近年、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発する等、地球規模の気候変動の影響が顕在化しており、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできなくなっている。

国際的な観点から見ると、平成27年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものである。SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標がある。食育の推進は、我が国の「SDGsアクションプラン2021」（令和2年12月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部 決定）の中に位置付けられており、SDGsの達成に寄与するものである。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、その影響は人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及した。接触機会低減のためのテレワークの増加、出張機会の減少等により、在宅時間が一時的に増加するとともに、外出の自粛等により飲食業が甚大な影響を受けるなど、我が国の農林水産業や食品産業にも様々な影響を与えた。また、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめ直す契機ともなっており、家庭での食育の重要性が高まるといった側面も有している。こうした「新たな日常」の中で、食育がより多くの国民による主体的な運動となるためには、ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用していくことが必要である。このような情勢を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画を作成する。

（文頭 一部抜粋）

◆ 第4次食育推進基本計画（令和3年3月）

国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。

【重点事項】

今後5年間に特に取り組むべき重点事項を以下のとおり定め、総合的に推進する。

- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2) 持続可能な食を支える食育の推進
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

【基本的な取組方針】

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

《 食育ピクトグラム 》 農林水産省

農林水産省は、令和3年2月に食育に関する12の取組を分かりやすく表現した「食育ピクトグラム」を発表しました。

食育推進基本計画の1次から3次まで目標に掲げられていて、第4次食育推進基本計画でも重点事項に取り上げられている、普遍的に取り組むべき項目から選択しています。

食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラム等を作成し、多くの人が使用することを目的としています。



1 みんなで楽しく
食べよう

共食

家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事で、心も体も元気にならしましょう。



2 朝ごはんを
食べよう

朝食欠食の改善

朝食を食べて生活リズムを整え、健康的な生活習慣につなげましょう。



3 バランスよく
食べよう

栄養バランスの良い食事

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事で、バランスの良い食生活につなげましょう。また、減塩や野菜・果物摂取にも努めましょう。



4 太りすぎない
やせすぎない

生活習慣病の予防

適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防しましょう。



5 よくかんで
食べよう

歯や口腔の健康

口腔機能が十分に発達し維持されることが重要ですので、よくかんでおいしく安全に食べましょう。



6 手を洗おう

食の安全

食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し行動する力を養いましょう。



7 災害に
そなえよう

災害への備え

いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。



8 食べ残しを
なくそう

環境への配慮(調和)

SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりしましょう。



9 産地を
応援しよう

地産地消等の推進

地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することで、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につなげましょう。



10 食・農の
体験をしよう

農林漁業体験

農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めましょう。



11 和食文化を
伝えよう

日本の食文化の継承

地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切にして、次の世代への継承を図りましょう。



12 食育を
推進しよう

食育の推進

生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を推進しましょう。

◆ 学習指導要領（平成29年告示）

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること

（第1章 総則（小学校）第1の2（3） 一部抜粋）

※食育は教科等ではないことから、関連が深い教科等である生活科、体育科、保健体育科、家庭科、技術・家庭科、特別活動、総合的な学習の時間の学習指導要領に食育の推進について記述されています。

○大分県食育推進計画（第2期～第4期策定の概要）

平成23年3月策定の第2期計画では、それまでの成果と課題を踏まえ、「食育の見える化」を図り、家庭、保育所、学校、事業所、地域などがそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、地域の特性を生かした食育の推進に取り組んできました。平成28年3月策定の第3期計画では、それまでに取り組んできた体制整備や食育活動者の育成、多方面の相互連携については徐々に定着しつつあることから、関係者・関係機関の食育推進のための各種の取り組みの中で、ひとりひとりが「食べ物を選ぶ力」、「地域素材や旬の味がわかる力」、「地域の食文化を生かした料理ができる力」、「食べ物のいのちを感じる力」、「元気な体がわかる力」、「食卓でマナーを学ぶ力」の「6つの力」を身につけることを目標とし、食育の推進に取り組んできました。

第4期計画では、これまでの取組を生かし、県民にわかりやすい食育を推進するため、県民一人ひとりが「えらぶ・つくる・たべる」力を身につけていくことを目標とします。

○湯のまち別府健康2 1（健康増進計画・食育推進計画）

「食育」とは知育・徳育・体育の基礎づくりとなるとともに、様々な経験を通じて食に関する知識と選択力を身につけ、健全な食生活を実践できることをめざすものであり、生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむ基礎ともなります。国においては、令和3年3月に第4次食育推進基本計画が示され、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進、の3点が重要事項とされており、これらの考え方も踏まえ、別府市の現状に即した取り組みを行う必要があります。

（一部抜粋）

参考文献等

- 食育基本法（農林水産省）
- 学校給食法（文部科学省）
- 第4次食育推進基本計画（農林水産省）
- 食に関する指導の手引－第二次改訂版－（文部科学省）
- 小学校（中学校）学習指導要領（文部科学省）
- 大分県食育推進計画（大分県）
- 湯のまち別府健康21（別府市）
- 政府広報オンライン（内閣府大臣官房政府広報室）
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201605/3.html#firsSection>
(参照 令和5年4月20日)
- 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（文部科学省）
- 小学生用食育教材 たのしい食事 つながる食育（文部科学省）
- 中学生用食育教材 「食」の探究と社会への広がり（文部科学省）
- 令和元年度 健康教育・食育行政担当者連絡協議会 分科会資料（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1370005_00001.htm
(参照 令和3年6月10日)
- 平成28年度 健康教育・食育行政担当者連絡協議会 分科会資料
(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1370005_00001.htm
(参照 令和3年6月10日)
- 別府市新学校給食共同調理場整備基本計画（別府市）
- 令和元年度全国学力・学習状況調査（国立教育政策研究所）

「別府市立学校における食育推進計画」

作成：別府市教育部 教育政策課
令和5年6月

